

平成   年分の所得税の

申告書 (分離課税用)

第三表

(平成十九年分以降用) 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所  所

フリ氏  ガナ  名

番号

一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	法		条		項	号
	所法	措法	<input type="text"/>	条の	<input type="text"/>	項 <input type="text"/> 号 <input type="text"/>
	所法	措法	<input type="text"/>	条の	<input type="text"/>	項 <input type="text"/> 号 <input type="text"/>

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉔	<input type="text"/>
			軽減分	㉕	<input type="text"/>
		長期譲渡	一般分	㉖	<input type="text"/>
			特定分	㉗	<input type="text"/>
			軽減分	㉘	<input type="text"/>
		株式等の譲渡	未公開分	㉙	<input type="text"/>
		上場分	㉚	<input type="text"/>	
		先物取引	㉛	<input type="text"/>	
		山林	㉜	<input type="text"/>	
		退職	㉝	<input type="text"/>	

税金の計算額	税	64 対応分	71	<input type="text"/>
		65 対応分	72	<input type="text"/>
		66 対応分	73	<input type="text"/>
		67 対応分	74	<input type="text"/>
		68 対応分	75	<input type="text"/>
		69 対応分	76	<input type="text"/>
		70 対応分	77	<input type="text"/>
		71から77までの合計	78	<input type="text"/>
	※申告書B第一表の78欄に金額を転記してください。			

所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	54	<input type="text"/>
			軽減分	55	<input type="text"/>
		長期譲渡	一般分	56	<input type="text"/>
			特定分	57	<input type="text"/>
			軽減分	58	<input type="text"/>
		株式等の譲渡	未公開分	59	<input type="text"/>
		上場分	60	<input type="text"/>	
		先物取引	61	<input type="text"/>	
		山林	62	<input type="text"/>	
		退職	63	<input type="text"/>	

その他	株式等	本年分の59、60欄から差し引く繰越損失額	79	<input type="text"/>
		翌年以後に繰り越される損失の金額	80	<input type="text"/>
	先物取引	本年分の61欄から差し引く繰越損失額	81	<input type="text"/>
		翌年以後に繰り越される損失の金額	82	<input type="text"/>

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	83	

税金の計算	総合課税の合計額	9	<input type="text"/>	
	※申告書B第一表の9欄の金額を転記してください。			
	所得から差し引かれる金額	25	<input type="text"/>	
	※申告書B第一表の25欄の金額を転記してください。			
	課税される所得金額	64 対応分	64	<input type="text"/>
		54 55 対応分	65	<input type="text"/>
		56 57 58 対応分	66	<input type="text"/>
		59 60 対応分	67	<input type="text"/>
		61 対応分	68	<input type="text"/>
		62 対応分	69	<input type="text"/>
	63 対応分	70	<input type="text"/>	

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	退職所得控除額
	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日	<input type="text"/>
	D	E	F	通算	<input type="text"/>
	取得期限	<input type="text"/>	<input type="text"/>	特例期間	<input type="text"/>
	資産	入力	申告区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>

住所  所号

フリ氏  ガナ名

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	法		条		項	号
	所法	措法	<input type="text"/>	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>
	所法	措法	<input type="text"/>	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉔			
			軽減分	㉕			
		長期譲渡	一般分	㉖			
			特定分	㉗			
			軽減分	㉘			
		株式等の譲渡	未公開分	㉙			
			上場分	㉚			
		先物取引	㉛				
		山林	㉜				
		退職	㉝				
	所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉞		
				軽減分	㉟		
			長期譲渡	一般分	㊱		
			特定分	㊲			
			軽減分	㊳			
株式等の譲渡			未公開分	㊴			
			上場分	㊵			
	先物取引	㊶					
	山林	㊷					
	退職	㊸					

税金の計算	税	64 対応分	71		
		65 対応分	72		
		66 対応分	73		
		67 対応分	74		
		68 対応分	75		
		69 対応分	76		
		70 対応分	77		
		71から77までの合計	78		

※申告書B第一表の78欄に金額を転記してください。

その他	株式等	本年分の69、70欄から差し引く繰越損失額	79		
		翌年以後に繰り越される損失の金額	80		
	先物取引	本年分の71欄から差し引く繰越損失額	81		
		翌年以後に繰り越される損失の金額	82		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	83	

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	退職所得控除額
	円

税金の計算	総合課税の合計額	9			
	※申告書B第一表の9欄の金額を転記してください。				
	所得から差し引かれる金額	25			
	※申告書B第一表の25欄の金額を転記してください。				
	課税される所得金額	9 対応分	64		000
		54 55 対応分	65		000
		56 57 58 対応分	66		000
		59 60 対応分	67		000
		61 対応分	68		000
		62 対応分	69		000
63 対応分		70		000	



住所   
 フリガナ

番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	法		条		項	号
	所法	措法	の	の	項	号
	所法	措法	の	の	項	号

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	⑤				
			軽減分	⑥				
		長期譲渡	一般分	⑦				
			特定分	⑧				
			軽減分	⑨				
		株式等の譲渡	未公開分	⑩				
			上場分	⑪				
			先物取引	⑫				
			山林	⑬				
			退職	⑭				
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	⑮				
			軽減分	⑯				
		長期譲渡	一般分	⑰				
			特定分	⑱				
			軽減分	⑲				
		株式等の譲渡	未公開分	⑳				
			上場分	㉑				
			先物取引	㉒				
			山林	㉓				
			退職	㉔				

税金の計算額	税	64	対応分	71					
			65	対応分	72				
			66	対応分	73				
			67	対応分	74				
			68	対応分	75				
			69	対応分	76				
			70	対応分	77				
			71から77までの合計	78					

※申告書B第一表の78欄に金額を転記してください。

その他	株式等先物取引	本年分の69、70欄から差し引く繰越損失額	79				
		翌年以後に繰り越される損失の金額	80				
		本年分の71欄から差し引く繰越損失額	81				
		翌年以後に繰り越される損失の金額	82				

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	83	

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	退職所得控除額
	円

税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額	9							
		※申告書B第一表の9欄の金額を転記してください。								
		所得から差し引かれる金額	25							
		※申告書B第一表の25欄の金額を転記してください。								
		9	対応分	64						
		54	55	対応分	65					
		56	57	58	対応分	66				
		59	60	対応分	67					
61	対応分	68								
62	対応分	69								
63	対応分	70								